

東京都北区一般廃棄物処理業許可取扱要綱

11北環リ第644号

平成12年3月31日

最終改正平成25年3月26日区長決裁24北環リ第2580号

(目 的)

第1条 この要綱は、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年東京都北区条例第28号。以下「条例」という。）及び東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年東京都北区規則第4号。以下「規則」という。）に規定する一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、条例及び規則の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 規則第52条第1項第2号及び同条第4項第2号に規定する「取り扱う一般廃棄物の種類」は、別表1のとおりとする。
- (2) 規則第52条第1項第3号に規定する「事業の区分」は、別表2のとおりとする。
- (3) 規則第52条第1項第4号に規定する「継続的な作業場所」は、一般廃棄物収集運搬業者が事業系一般廃棄物を排出する事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を6月以上にわたり月1回以上収集する特定の場所をいう。
- (4) 運搬車とは、稼動運搬車及び予備車をいう。
- (5) 稼動運搬車とは、特別区内の作業場所から排出される一般廃棄物を運搬するために使用し、又は使用を予定している運搬車をいう。
- (6) 予備車とは、通常使用を予定していない運搬車をいう。
- (7) 転居廃棄物とは、家庭廃棄物のうち、転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委託を受け、転居廃棄物保管倉庫まで運搬し、一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。

(一般廃棄物収集運搬業の許可基準)

第3条 規則第54条第1号ハに規定するその他特に区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 運搬先は、一般廃棄物を適正に処分することができる中間処理施設又は最終処分施設であること。
- (2) 継続的な作業場所は、建物を単位とすること。ただし、建物以外の道路、公園等で作業場所を特定することが困難であると認められる場合は、区域を単位とすること。
- (3) 継続的な作業場所が建物を単位とする場合は、他の一般廃棄物収集運搬業者が当該建物を継続的な作業場所としていないこと。

- (4) 継続的な作業場所で一般廃棄物を排出する事業者と次に掲げる事項を記載した収集運搬の委託契約を締結し、又は締結する予定であること。
- ア 継続的な作業場所の所在地及び名称
 - イ 排出する一般廃棄物の種類及び月平均排出量
 - ウ 契約期間
 - エ 一般廃棄物の収集運搬料金及び処分料金
- (5) 普通ごみにあつては、区内に継続的な作業場所を有すること。
- (6) 普通ごみを取り扱う稼働運搬車を2台以上保有する場合は、特別区の区域内において稼働運搬車1台当たりの月平均稼働日数が20日以上であり、かつ稼働運搬車1台当たりの月平均運搬量20トン以上見込まれること。ただし、収集方法が指定されているため専用の運搬車を必要とする場合については、この限りでない。
- (7) 運搬車は、原則として自ら所有していること。
- (8) 運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は練馬若しくは足立の各自動車検査登録事務所で登録を受けたものであること。ただし、運搬先が特別区の区域外である場合は、この限りでない。
- (9) 運搬車は、区長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
- ア 特別区の区域内から発生する自己の一般廃棄物又は特別区の区域内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙若しくは古繊維を収集運搬する場合
 - イ 特別区の区域内から発生する食品循環資源を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第21条第2項に規定する業として収集運搬する場合
- (10) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、車両総重量が20トン以下であること。
- (11) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、自動排出機能を有すること。
- (12) 運搬車は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭が発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
- (13) 稼働運搬車の故障、車検又は稼働運搬車で対応できない臨時的増量等の場合に使用する運搬車として次の基準により特別区において予備車を保有することができること。
- ア 汚でい以外に使用する予備車の台数
汚でい以外に使用する稼働運搬車の台数（廃家電を収集運搬する専用の車両を除く。）を15で除した台数（1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。）
 - イ 汚でいに使用する予備車の台数
汚でいに使用する稼働運搬車の台数を15で除した台数（1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。）
- (14) 運搬車の洗車設備を確保すること。
- (15) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。
- ア 屋根を有し、部外者の立ち入りができない構造とすること。

- イ 悪臭、汚水及び騒音が漏れない構造とすること。
- ウ 洗浄設備、排水設備、消火設備、脱臭設備及び換気設備を設置すること。
- エ 床は、コンクリート等の防水対策を施した頑強なものとする。
- オ 産業廃棄物処理業、再生資源取扱業等の施設を併用する場合は、作業の場所が区分されていること。
- カ 一般廃棄物の保管・積替えの施設であることの表示をすること。

(生活環境の保全上必要な条件)

第4条 条例第59条第7項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。
- (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、運搬先が特別区の区域内であること。
- (3) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、許可又は承認を受けた施設で行うこと。
- (4) 特別区の区域外で保管・積替えを行った一般廃棄物は、特別区の区域内の運搬先に運搬しないこと。
- (5) 一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物は、原則として特別区の区域内から発生するものであることとし、これによりがたい場合は事前に協議を行うこと。
- (6) その他、許可証に記載する条件を遵守すること。

(許可日)

第5条 条例第59条第1項及び第2項の規定による許可は、1月を除く各月の1日に行うものとする。

(許可の申請時期)

第6条 条例第59条第1項及び第2項の規定により、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の新規の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする日の前日の1月前までに許可申請をしなければならない。

2 条例第59条第1項及び第2項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、許可の期間が満了する日の1月前までに許可申請をしなければならない。

(業の変更の承認基準)

第7条 規則第58条第1項の規定による普通ごみの稼働運搬車の数量の増加の承認申請については、第3条第6号に規定する基準を満たすときに承認する。ただし、転居廃棄物を収集運搬するときは、この限りでない。

(業の変更の承認申請義務)

第8条 一般廃棄物収集運搬業者は、稼働運搬車の数量が第3条第6号の基準を満たさなくなったときは、規則第58条第1項の規定により稼働運搬車の数量の減少の承認申請をしなければならない。ただし、その保有する稼働運搬車が1台である場合については、この限りではない。

(許可証)

第9条 条例第60条第1項に規定する業の変更の許可をしたときは、当該変更許可の申請者に対し、許可証を交付する。

2 規則第58条第1項に規定する許可証の記載事項の変更に係る承認をしたときは、当該変更承認の申請者に対し、許可証を交付する。

3 規則第59条に規定する許可証の記載事項の変更に係る変更届を受理したときは、当該届出者に対し、許可証を交付する。

4 規則第62条に規定する許可証の再交付申請を受理したときは、当該申請者に対し、許可証を再交付する。

5 第1項から第3項までの規定により許可証を交付され、又は前項の規定により許可証を再交付された申請者又は届出者は、直ちに変更前の許可証を返納しなければならない。

(遵守事項)

第10条 一般廃棄物収集運搬業者は、条例第62条に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 運搬車の外部塗装は、原則としてブルー一色（ブルーは、社団法人日本塗料工業会 72-40 T又はそれに準ずる色とすること。）とすること。ただし、取り扱う一般廃棄物の種類又は作業場所の性格上、特に配慮する必要がある場合は、この限りでない。

(2) 運搬車の両側面のドア及び荷箱又は荷台の両側面には、次に掲げるすべての事項、後方面にはウに掲げる事項を白色で表示すること。ただし、表示の色については、第1号のただし書きの場合は、この限りでない。

ア 一般廃棄物収集運搬業者の氏名（法人にあつては名称）

イ 一般廃棄物収集運搬業者である旨

ウ 許可番号

(3) 第4条第5号に規定する一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物のうち、特別区の区域外から発生する一般廃棄物を運搬する場合は、運搬車の両側面のドアに、一般廃棄物収集運搬業者の氏名（法人にあつては名称）、一般廃棄物収集運搬業者である旨、その他区長の指示する内容を表示すること。この場合においては、第3条第9号の規定は適用しない。

(4) 運搬車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。

(5) 運搬車は、作業終了後、荷箱又は荷台の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。

(6) 運搬車でなくなった車両については、第2号に定める事項の表示のうち、イ及びウについて抹消すること。ただし、当該車両を解体する場合は、この限りでない。

- (7) 運搬車以外の車両に第2号に規定する表示をしないこと。
- (8) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、処理施設の受入れが可能になり次第、施設から速やかに搬出すること。
- (9) 一般廃棄物の積替え又は保管施設は、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (10) 従業員は、収集運搬を行う場合に雇用関係を証明する書類を携帯していること。

(試験)

第11条 規則第54条第1号イ及び第2号イに規定する試験は、次の各号のとおり特別区が共同で実施する。

- (1) 申請者が法人である場合には、規則第54条第1号イ(1)及び第2号イ(1)に規定する者のうち1名が受験することができる。
- (2) 合格の効力は、受験者が試験に合格した日から翌年の同日までとする。
- (3) 現に他の特別区のいずれかで一般廃棄物処理業の許可を受けている者が、現に受けている業と同一の許可を新規に申請しようとする場合は試験を免除する。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可を取得してから5年を経過している個人が発起人として設立し、その代表者又は役員(会計参与、監査役及び監事を除く。)となった法人が、当該個人と同一の業を継続する場合は試験を免除する。

(講習会)

第12条 規則第54条第1号イ及び第2号イに規定する講習会は、特別区が共同で実施する。

- 2 一般廃棄物処理業者は、許可の期間中に実施する講習会を全て受講しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第64条に規定する実績については、一般廃棄物処理実績報告書(別記第1号様式)、
区別一般廃棄物処理量実績調査表(別記第2号様式)及び特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書
(別記第3号様式)を提出しなければならない。

(業の許可申請に係る添付書類等)

第14条 業の許可申請に係る添付書類等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第52条第2項第2号及び第5項第2号に規定する書類は、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書(別記第4号様式)とする。
- (2) 規則第52条第2項第3号及び第5項第3号に規定する書類は、欠格条項に該当しない者である旨の誓約書(別記第5号様式)とする。
- (3) 規則第52条第2項第5号に規定する保管・積替えを行う施設の概況を示す書類は、当該施設の写真とする。
- (4) 規則第52条第2項第6号に規定する書類は、運搬先の一般廃棄物収集運搬業及び一般廃

棄物処分業許可証の写しとする。

- (5) 規則第52条第5項第5号に規定する書類は、処分先の一般廃棄物処分業許可証の写しとする。
- (6) 規則第52条第2項第10号及び第5項第8号に規定する従業員名簿は、別記第6号様式とする。
- (7) 規則第52条第2項第11号及び第5項第9号に規定する事業資金及びその調達方法を記載した書類は、次のとおりとする。
- 個人 事業開始資金及び調達方法（別記第7号様式）（更新の申請の場合は除く。）
資産調書（別記第8号様式）及び前年度の所得税納付済額を証する書類
 - 法人 事業開始資金及び調達方法（別記第7号様式）（更新の申請の場合は除く。）
直近決算時期の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (8) 規則第52条第2項第12号に規定する排出事業者との一般廃棄物処理に係る委託を証明する書類は、一般廃棄物処理委託証明書（別記第9号様式）又は委託することを証明する書類とする。
- ただし、許可後、速やかに排出事業者との委託契約書の写しを提出すること。
- (9) 規則第52条第2項第13号に規定するその他区長が必要と認める書類及び図面は、次のとおりとする。ただし、イについては普通ごみを取り扱う場合のみ、ウについては廃家電を取り扱う場合のみ提出するものとする。
- ア 作業場所及び処理量（別記第10号様式）
 - イ 普通ごみ区別届出ごみ量一覧（別記第11号様式）
 - ウ 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書（別記第12号様式）
 - エ 器材一覧表（別記第13号様式）
 - オ 運搬車及び運搬船等を前方、斜め後方及び側面から撮した写真
 - カ 業務経歴書（別記第14号様式）
 - キ 規則第52条第3項の規定により、書類及び図面の添付を省略しようとする場合は、添付書類省略申出書（別記第15号様式）
- (10) 規則第52条第5項第10号に規定するその他区長が必要と認める書類及び図面は、次のとおりとする。
- ア 排出場所及び処理量（別記第16号様式）
 - イ 中間処理又は埋立処分を業として行う場合は、関係諸官庁の施設設置許可証の写し
 - ウ 業務経歴書（別記第14号様式）
 - エ 規則第52条第6項の規定により、書類及び図面の添付を省略しようとする場合は、添付書類省略申出書（別記第15号様式）

（廃家電を取り扱う場合の特例）

第15条 廃家電の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 廃家電の運搬先は、第3条第1号の規定にかかわらず、指定引取場所等又は再商品化施設であること。
- (2) 廃家電を収集運搬する場合は、再商品化等の妨げにならないような方法で行うこと。
- (3) 廃家電の保管・積替えを行う場合（汚水を含み、又は悪臭等を発生するおそれがある場合を除く。）は、第3条第15号アからエまでの規定にかかわらず、積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。
 - ア 周囲に囲いを設け、部外者の立入りができない構造とすること。
 - イ 汚水が生じないように、雨水等を避ける対策を講ずること。
 - ウ 積替えにより騒音が生じないように、必要な措置を講ずること。
 - エ 再商品化等の妨げにならないよう、保管・積替えによる破損等を避けるのに必要な措置を講ずること。
- (4) 廃家電を収集運搬する専用の車両については、第3条第8号及び第9号、第4条第1号及び第2号、第10条第1号及び第2号の規定を適用しないものとする。

(転居廃棄物を収集運搬する場合の特例)

第16条 転居廃棄物を収集運搬する場合、一般廃棄物収集運搬業者は、当該転居廃棄物の種類及び数量の確認が容易な形状の運搬車両を使用するものとする。

(適用除外)

第17条 別に生活環境部長が定める事項については、この要綱の規定を適用しないものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めのない事項については、別に生活環境部長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（12北生清第438号・平成13年2月15日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（15北環リ第221号・平成16年2月16日）

この要綱は、平成16年2月16日から施行する。

付 則（平成17年5月11日区長決裁17北環リ第26号）

この要綱は、平成17年5月11日から施行する。

付 則（平成18年3月31日区長決裁17北環リ第399号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日から引き続き同年4月1日において収集運搬業の許可を受けている者の事業の区分については、当該許可の期限までの間、改正前の「収集・運搬（保管・積替え及び積置きを除く。）」とあるのは改正後の「収集・運搬（保管・積替えを除く。）」と、改正前の「収集・運搬（保管・積替えを除き、積置きを含む。）」及び「収集・運搬（保管・積替え及び積置きを含む。）」とあるのは改正後の「収集・運搬（保管・積替えを含む。）」と、それぞれ読み替えて要綱の相当規定を適用するものとする。

3 平成18年4月1日前行われた収集運搬業の許可の申請に係る事業の区分については、同日以降において、改正前の「収集・運搬（保管・積替え及び積置きを除く。）」とあるのは改正後の「収集・運搬（保管・積替えを除く。）」と、改正前の「収集・運搬（保管・積替えを除き、積置きを含む。）」及び「収集・運搬（保管・積替え及び積置きを含む。）」とあるのは改正後の「収集・運搬（保管・積替えを含む。）」と、それぞれ読み替えて要綱の相当規定を適用するものとする。

付 則（平成19年3月27日区長決裁18北環り第510号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日以前の申請に基づいて、収集運搬業の普通ごみの許可を受けて廃家電を収集運搬している者は、当該許可期限までの間、廃家電を取扱う許可を受けているものとみなして、この要綱を適用する。

付 則（平成21年3月23日区長決裁20北環り第2392号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年2月8日区長決裁21北環り第2128号）

この要綱は、平成22年2月16日から施行する。

付 則（平成23年3月28日区長決裁22北環り第2390号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月19日区長決裁23北環り第2502号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年5月10日区長決裁24北環り第1181号）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則（平成25年3月26日区長決裁24北環り第2580号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 取り扱う一般廃棄物の種類

種 類	内 容
普 通 ご み	下に掲げるものを除く厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物等の事業系一般廃棄物及びその焼却残灰並びに転居廃棄物 *1
道 路・公 園 ご み	道路、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物
し さ ・ ふ さ	水再生センター等から発生するしさとびふさ
汚 で い	浄化槽から発生する汚でい、建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でい、事業系の仮設便所から発生するし尿及びその他の一般廃棄物汚でい
動 物 死 体	動物の死体及びふん尿
医 療 廃 棄 物	感染性一般廃棄物及びこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物
廃家電	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物

*1 弁当がら等を含む。

別表2 事業の区分

1	収集・運搬（保管・積替えを除く。）
2	収集・運搬（保管・積替えを含む。）
3	運搬（保管・積替えを含む。）
4	運搬（荷卸しに限る。）

各種様式については、下記のサイトにある「一般廃棄物処理業の手引様式」(ZIP ファイル)をご参照ください。

<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/495/049506.htm>